

指定管理者の指定について

下記のとおり霧島市溝辺竹子集会センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 霧島市溝辺竹子集会センター
- 2 指定管理者 霧島市溝辺町竹子638番地3  
公益財団法人 竹子共正会
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

霧島市溝辺竹子集会センターについては、公益財団法人竹子共正会が同法人の設立目的でもある公民館活動の場として活用し管理運営することにより、地域の活性化が図られているところであり、引き続き同法人を指定管理者に指定することにより、さらなる施設の有効活用と管理経費の削減が見込まれることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 施設概要

- ① 施設名 霧島市溝辺竹子集会センター
- ② 位置 霧島市溝辺町竹子 638 番地 3
- ③ 建築年度 平成元年度
- ④ 構造・面積 木造平屋建 延床面積 186.45 m<sup>2</sup>
- ⑤ 設置目的 山村地域における農林業の振興及び住民生活の環境改善を図るため、林業構造改善事業により設置

### 2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
  - 名 称 公益財団法人 竹子共正会
  - 代 表 者 理事長 沼口 輝実
  - 所 在 霧島市溝辺町竹子 638 番地 3
- ② 組織
  - 設立年月日 昭和 31 年 8 月 8 日
  - 会 員 数 323 世帯

### 3 年間事業（行事）計画

地区住民が一堂に集い、親睦と融和を図り、相互理解と地域連帯感を強める。また、公益財団法人の設立目的でもある公民館活動を通じて、地区住民の自治能力の向上を図るとともに、健康の増進や青少年の健全育成、教養を深めるための学習に努め、明るく住みよい地域づくりを目指す地域活動の拠点施設として管理運営を行っていく。